

あおもりリビングスタイル推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の豊かな住生活の実現を図ることを目的として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「青森県住生活基本計画」という。）を策定するための基本的な方針、目標その他の事項を検討するあおもりリビングスタイル推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住宅政策の基本的な方針に関すること。
- (2) 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標に関すること。
- (3) 住生活の安定の確保及び向上の促進に必要な住宅施策に関すること。
- (4) その他、青森県住生活基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選により新たに委員長を選出する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会において必要と認める場合、ワーキンググループを置く。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、県土整備部建築住宅課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。

別表

あおもりリビングスタイル推進委員会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
学校法人八戸工業大学 工学部工学科	教授	小藤 一樹
公立大学法人青森県立保健大学 健康科学部看護学科	教授	古川 照美
青森県住宅リフォーム推進協議会 (一般社団法人青森県建築士会)	会長 (会長)	飯田 善之
公益社団法人青森県宅地建物取引業協会 (青森県居住支援協議会)	会長 (会長)	齋藤 弘臣
株式会社 福萬組	取締役副社長	ガーディナー 司子
株式会社青森みちのく銀行 リテール営業部ローン営業課	アソシエイト	丹代 明里
社会福祉法人青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室	室長	葛西 裕美

※順不同